

**料金表（入所サービス） <在宅強化型> 令和7年4月改定**

1ヶ月（30日）あたりの基本料金 ※のみ		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	多床室利用（円）	133,916	136,346	138,476	140,336	142,046
	個室利用（円）	212,846	215,246	217,346	219,146	220,916
2割負担	多床室利用（円）	175,195	180,055	184,345	188,065	191,485
	個室利用（円）	251,485	256,285	260,455	264,085	267,625
3割負担	多床室利用（円）	216,446	223,766	230,186	235,766	240,866
	個室利用（円）	290,066	297,296	303,536	308,996	314,306

\*上記基本料金は、基本的費用（※）を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金が変動します。

■介護保険給付サービス 介護報酬算定項目の単位数に地域加算（3級地10.68）を乗じた額を掲載（少数点以下切り捨て）

介護報酬基本サービス	単位数	多床室			個室			
		自己負担額（円）			自己負担額（円）			
		1割	2割	3割	1割	2割	3割	
要介護1（基本サービス費）※	871単位	930	1,860	2,790	788単位	841	1,683	2,524
要介護2（基本サービス費）※	947単位	1,011	2,022	3,034	863単位	921	1,843	2,765
要介護3（基本サービス費）※	1014単位	1,082	2,165	3,248	928単位	991	1,982	2,973
要介護4（基本サービス費）※	1072単位	1,144	2,289	3,434	985単位	1,051	2,103	3,155
要介護5（基本サービス費）※	1125単位	1,201	2,403	3,604	1040単位	1,110	2,221	3,332

■加算料金	1割	2割	3割	算定条件	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ※	54	108	163	円/日	厚生労働大臣が定める基準により、在宅復帰在宅療養支援評価指標として算出される職員上の評価における区分が要件にみたしている場合
夜間職員配置加算※	25	51	76	円/日	夜勤職員の配置が基準を満足している場合
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)※	275	551	826	円/日	医師の指示に基づきリハビリ職員が入所日から起算して3月以内集中的にリハを実施
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	256	512	768	円/日	退所後の居宅等を訪問し生活環境を踏まえたリハビリ計画書を作成した場合
(Ⅱ)	128	256	384	円/日	認知症の方で、入所後3か月以内に個別集中的にリハビリを行った場合（週3日まで）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)※	35	70	105	円/月	リハビリ実施計画の内容等を厚労省に提出し、リハビリ実施にあたり必要な情報を活用する
療養食加算	6	12	19	円/食	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度に提供した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)※	64	128	192	円/月	入所者の心身の状況等の情報を厚労省に提出し、サービスの提供にあたってこれらの情報を適切に活用し、適宜施設サービス計画を見直している場合
経口維持加算(Ⅰ)	427	854	1,281	円/月	摂食機能障害を有し、医師が認められる入所者に対し医師又は歯科医師の指示に基づき、栄養管理のための食事の観察及び介護を行えばⅠの加算Ⅰの加算十外部の医師、STが加わったⅡの同時加算となる。
(Ⅱ)	106	213	320	円/月	
経口移行加算	29	59	89	円/日	医師の指示に基づき、多職種が共同して、嚥下練習により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合
排せつ支援加算(Ⅰ)※	10	21	32	円/月	排溺に介護要する入所者であって、適切な対応により改善が見込まれる場合に算定。原因を分析しながら支援計画の作成及びその支援を行うこと。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)※	3	6	9	円/月	入所者ごとの褥瘡の発生リスクとモニタリング指標を用いなくとも1月に1回以上を行い、その評価結果を提出し関係者が共同し褥瘡ケア計画を作成すること（3月に1回実施）
外泊時費用	386	773	1,159	円/日	居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。
低泊時費用（在宅サービス利用時）	854	1,708	2,563	円/日	入所サービス中に外泊し、その間に1月に6日を限度として所定単位数に代えて日につき一定の単位数を算定
低栄養リスク改善加算	320	640	961	円/月	低栄養「Ⅱ」の入所者であること、月1回以上、多職種が共同して栄養管理するための管理 食事観察を週以上行い、入所者に対して栄養状態・嗜好調査実施・栄養相談等を行う事。
再入所時栄養連携加算	213	427	640	円/月	医療機関に入院し、入所とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養または嚥下調整後の再入所）、再入所後の栄養管理を管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の策定を作成した場合
退所時栄養情報連携加算	74	149	224	円/回	栄養管理の情報を他の介護保健施設や医療機関に提供する場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	480	961	1,441	円/回	入所前が1月を超えると見込まれる者の入所予定前日30日以内又は入所後7日以内に入所後生活する居宅を訪問し退所を目的としたサービス計画の策定及び移居方針の決定を行った場合
(Ⅱ)	512	1,025	1,537	円/回	入所前後訪問指導加算Ⅰに加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合は
退所時情報提供加算(Ⅰ)	534	1,068	1,602	円/回	当該入所者の退所後の主治の医師に対して入所者の同意を得て診療状況を示す文章を返して紹介を行った場合
(Ⅱ)	267	534	801	円/回	医療機関へ退所する際に必要な情報を提供する場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	640	1,281	1,922	円/回	入所前が1月を超えると見込みの者の入所予定前日30日以内又は入所後30日以内に入所後の生活を振り返り、施設で介護支援事業者の介護支援専門家と連携し、居宅サービスの利用方針を定めること
(Ⅱ)	427	854	1,281	円/回	入所前が1月を超えると見込みの入所者の退所にあたって、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門家と連携し、居宅サービスの利用方針を定めること
初期加算(Ⅰ)※	64	128	192	円/日	急性期医療機関の一般病棟から入院後30日以内に入所した場合
(Ⅱ)※	32	64	96	円/日	入所後30日間に限り算定
協力医療機関連携加算※	53	106	160	円/月	協力医療機関で入所者等の情報を共有する会議を定期的に開催する
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	149	299	448	円/回	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
(Ⅰ)ロ	74	149	224	円/回	施設において薬剤を評価・調整した場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)※	10	21	32	円/月	協力医療機関で感染症の発生時等の対応を取り決め、連携し適切に対応する
(Ⅱ)	5	10	16	円/月	3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合医療機関の実地指導を受けた場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)※	10	21	32	円/月	介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図る
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	117	234	352	円/月	口腔の健康の保持を図り、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔衛生等の管理を行った場合
緊急時治療管理加算1	553	1,106	1,659	円/日	緊急的な治療として投薬・検査・注射・処置等を行った場合、月3日まで
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	255	510	765	円/日	肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療費として投薬・検査等が行われた場合に算定
(Ⅱ)	512	1,025	1,537	円/日	肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療費として投薬・検査等が行われた場合に算定。医師が感染症対策に関する研修を受講していること
安全対策体制加算※	21	42	64	円/回	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	128	256	384	円/月	認知症の行動・心理状態の発見を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23	46	70	円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が80%以上
(Ⅱ)※	19	38	57	円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が60%以上
(Ⅲ)	6	12	19	円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が50%以上
ターミナルケア加算	2,029	4,058	6,087	円/日	死亡日
ターミナルケア加算	971	1,943	2,915	円/日	死亡日前日及び前々日
ターミナルケア加算	170	341	512	円/日	死亡日以前4日～30日
ターミナルケア加算	76	153	230	円/日	死亡日以前31日～45日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×加算率7.5%×地域単価10.68×負担割合			介護職員処遇改善のための加算	
(Ⅱ)	総単位数×加算率7.1%×地域単価10.68×負担割合				
(Ⅲ)	総単位数×加算率5.4%×地域単価10.68×負担割合				
(Ⅳ)	総単位数×加算率4.4%×地域単価10.68×負担割合				

■介護保険適用外のサービス					
食費※	1,860	円/日	個室利用のみ 多床室のみ 多床室かつ2人室		
おやつ代※	110				
居住費※	1,700				
個室料※	1,650				
居住費※	630				
2人室料	440				
教養娯楽費※	160				
電気使用料	50			円/日	
理美容代	自費			円/回	利用した場合
アメニティセット（別会計）*Aセットのみの場合 ※	330			円/回	利用した場合 タオルその他日用品のレンタル。（株）アメニティより